

七ヶ宿町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正

○提案の理由

募集に係る手続きを効率的に行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

問 村上満議員

改正しようとする文言に「当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められる時その他町長が特に必要と認める時は、公募によらないことができる。」とある。町にはたぐさんの公の施設があるが、その管理者を町長の判断で指定できると言うことか。「その他」や「特に」という文言はいざとなったときに解釈の問題も危惧されるのではないか。

答 総務課長

この改正は、公募によらない場合の規定がなかったためその規定をつけ加えたもの。

答 町長

今回提案したのは、ある程度の実績と信頼を得ているのであれば、公募せずに継続してよいのではないかとということも。町長が勝手に指定し単独で実施することはできず、議会の議決も得なければならぬ。なお、公の施設とは自治法に指定されている施設で、条例で明記することが原則になっていく。

問 菅原研治議員

マンネリ化や施設の使用既得権だけが根強く残るのではないか。当該団体が今まで問題を起こしていないと判断する基準は何なのか。施設の有効活用や町の活性化の面から見た場合には、いろんな団体からヒアリングをしていくべきではないのか。

答 町長

提案書を受けず自動的に更新していくわけではなく、申請書を受け審査する点は今までと変わらない。

答 総務課長

経営の内容は毎年報告してもらい、議会にも行政報告として町長から報告してもらっているとおりであり、マンネリ化にはならないと考えている。問題の基準については、適正に経営していることを前提として、地域への貢献や地域活力の積極的活用等を基準として判断したい。ヒアリングについても、各審査の委員から意見を頂戴した上での審査会になるので解消できると考えている。

問 武藏重幸議員

例えば町長が社長である第3セクターが申し込みしたら、そのときは必要と認める町長が認めるのだから審査する必要がなる危険性が出てくるのではないか。

答 町長

庁舎内で審査をし、議会に提案をして審査を受けた上で最終的に決定となるので、町長がどのようにでもできるとか、団体業者と町が特別な関係になるという危険性はない。

討 論

反 対

・菅原研治議員

現状でこの改正をしなければならぬ明確な問題が目の前に提示されていない。あるいはそうなるであろうというものが明確にされていない。また、町内の指定管理施設は多くの方々にいろんな考えを出してもらい、より有効に活用していただくことが一番だと考える。そういった観点から窓口は大きく広げておくべきであり、公募によらないことができるというスモーク的な表現は町の発展、施設の有効活用的一面から不要であると考え、反対する。

賛 成

・吉野一夫議員

指定管理者の中には今現在でも従業員が集まらず四苦八苦している団体もある。大きい町のように複数の業者で切磋琢磨させるといのは七ヶ宿のような小さな町では理想であり、もしかしたら4年後、8年後の更新の際には行政側からお願いせざるを得ない場面が出てくる可能性もある。指定管理者を存続させたい施設がある以上、私はこの改正に賛成する。

反 対

・武藏重幸議員

10年以上指定管理者制度をとって不具合が出なかった。誰でも参加できる門を開くためにもこの改正に反対する。

賛 成

・小林喜一郎議員

町発展のため、弾力的な運用があってもよいと考えられることからこの改正に賛成する。

反対：3 賛成：5 原案可決